

## 白井市介護保険要介護認定等認定資料提供に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定の事務において作成し、又は取得する資料（以下「認定資料」という。）を介護サービス事業者等に提供する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の原則)

第2条 認定資料の提供は、次条に規定する申出者が次に掲げる用途に使用する場合に行うものとする。

- (1) 居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画等の作成
- (2) 介護保険施設等における入所対象者の判定等
- (3) 適切な福祉及び医療のサービスの提供

(申出者)

第3条 認定資料の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法第9条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）及びその親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）又は被保険者の法定代理人
- (2) 被保険者と介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに係る契約を締結している介護予防支援事業者及び地域包括支援センター
- (3) 被保険者と居宅介護支援に係る契約を締結している居宅介護支援事業者
- (4) 被保険者と契約を締結している介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、特定施設入居者生活介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所

者生活介護施設又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業者

- (5) 被保険者に係る主治医意見書を作成し、又は作成を予定している  
医師（以下単に「医師」という。）

（提供する認定資料）

第4条 市長が提供する認定資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護認定審査会資料（申出者が第3条第2号から第4号までに掲  
げる者である場合にあつては、一次判定結果が特定される部分を除  
く。）
- (2) 認定調査票（特記事項）
- (3) 主治医意見書
- (4) 認定結果（申出者が医師である場合に限る。）

（認定資料の提供の申出）

第5条 認定資料の提供の申出は、要介護認定等資料提供申出書（別記様  
式。以下「申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申出者は、第3条各号のいずれかに該当するこ  
とを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 前項の書類は、申出者が第3条第2号から第4号までに掲げる者であ  
る場合にあつては、次に掲げる書類とする。

- (1) 申出者が被保険者本人と契約関係にあることの確認ができる書類。

ただし、居宅サービス計画作成依頼届出書、介護予防サービス計画作  
成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書、施設入所届等により、被  
保険者本人から市に届出のあった事業者については、不要とする。

- (2) 当該事業者に所属している者であることを証する書類。ただし、  
認定資料を郵送する場合には不要とする。

4 申出者が被保険者本人以外である場合は、申出書の本人同意欄への自  
署を要するものとする。ただし、当該認定資料に係る介護保険要介護・  
要支援認定申請書において、認定資料の提供について本人の同意がある  
場合は、この限りでない。

5 前各項の規定にかかわらず、医師が認定結果の提供の申出をする場合  
にあつては、主治医意見書への記載等の方法により行うことができるも

のとする。

(認定資料の提供方法)

第6条 認定資料の提供は、写しの交付により行うものとする。

(申出者の遵守事項)

第7条 認定資料の提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定資料を第2条各号に掲げる用途以外に使用しないこと。
- (2) 認定資料を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、利用させ、又は提供しないこと。
- (3) 認定資料の提供を受けた者の従業員又は従業員であった者が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 認定資料の漏洩、滅失、改ざんの防止その他適切な管理のため必要な措置を講ずること。
- (5) 認定資料を保有する必要がなくなったときは、申出者の責任において速やかに当該認定資料を破棄すること。

(提供の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定資料を提供しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、提供することができないと認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報を含む場合であって、提供することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 個人の診断等に関するもので、提供しないことが適当であると認められるとき。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。